

# 第 27 回香川県環境審議会生活環境部会

## 議 事 録

## 第 27 回香川県環境審議会生活環境部会議事録

1 日 時 令和 4 年 5 月 17 日 (火) 13:58～15:00

2 場 所 香川県庁北館 4 階 403 会議室

### 3 出席者

(出席委員)

- ・末永 慶寛 委員 (部会長)
- ・常川 真由美 委員
- ・永島 浩一郎 委員
- ・平尾 智広 委員
- ・三野 八重子 委員
- ・吉田 英子 委員

出席委員 6 名

(事務局)

- ・中西 環境管理課長
  - ・細谷 環境管理課副課長
  - ・山下 環境管理課課長補佐
  - ・本木 環境管理課課長補佐
  - ・松浦 環境管理課主任
  - ・藤澤 環境管理課主任
  - ・高木 環境管理課技師
  - ・三好 環境保健研究センター次長
  - ・千原 環境保健研究センター主席研究員
- 事務局 9 名

(オブザーバー)

- ・岡田 高松市環境指導課長

### 4 欠席委員

- ・辻村 修 委員
- ・寺尾 徹 委員

### 5 議題

#### ・審議

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 (香川県) (案) 及び総量規制基準 (案) について

#### ・その他

瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画について

### 6 配布資料

- ・資料 1 : 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 (香川県) 及び総量規制基準」について (諮問・付託)
- ・資料 2-1 : 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 (香川県) (案) の概要
- ・資料 2-2 : 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 (香川県) (案)
- ・資料 2-3 : 総量削減計画 (香川県) (案) 新旧対照表
- ・資料 3-1 : 総量削減計画に基づく総量規制基準の設定について
- ・資料 3-2 : 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 (案)
- ・資料 3-3 : 窒素含有量に係る総量規制基準 (現行)
- ・資料 3-4 : りん含有量に係る総量規制基準 (現行)
- ・資料 4-1 : 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針 (瀬戸内海)
- ・資料 4-2 : 第 8 次・第 9 次総量削減基本方針 (瀬戸内海) 対照表
- ・資料 4-3 : 瀬戸内海及び香川県における環境基準の達成状況と発生負荷量の推移
- ・資料 4-4 : 総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定に係るスケジュール
- ・資料 4-5 : 用語解説

- ・資料 5-1：瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画について
- ・資料 5-2：瀬戸内海環境保全基本計画（国）の変更について
- ・資料 5-3：瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画（現行）
- ・資料 6：香川県環境審議会生活環境部会委員名簿
- ・資料 7：香川県環境審議会条例・香川県環境審議会運営規程

7 議事録署名委員

- ・常川 真由美 委員
- ・吉田 英子 委員

【議 事】

細谷副課長

まず、会議に入ります前に、委員の皆様にご報告をさせていただきます。本日の会議開催に当たりましては、記者発表、県ホームページを通じて通じまして、県民の皆様にご周知をいたしました。傍聴希望者はいらっしゃいませんでした。

それでは、ただいまから、香川県環境審議会生活環境部会を開催させていただきます。開会に当たりまして、環境森林部環境管理課長の中西からご挨拶を申し上げます。

中西課長

環境管理課の中西です。

3月の会議から2ヶ月ほどしか経っていませんけれども、本日は末永部会長さんをはじめ、委員の皆様方には、御多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

また、日頃、本県の環境保全行政にご支援、ご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

おかげさまで、今年度も、先般ご審議いただきました、水質測定計画による公共用水域の監視測定をはじめ、各種事業に順調に着手できておりまして、また私も含めまして、人事異動でメンバーの顔ぶれも新たに、日々頑張っており、取り組みを進めているところでございます。

本日は、前回の会議でもご説明させていただきましたが、香川県の総量削減計画につきまして、今回、知事の方から正式に諮問させていただきましたので、改めてのご説明とご審議をお願いしたいと思っております。この総量削減計画ですけれども、瀬戸内海のような閉鎖性海域の水質改善のために、流入する汚濁物質の総量を削減していこうというそういう計画でございまして、昭和54年に第一次計画を策定して、これまで8次にわたって、策定をしております。

そうした長い期間をかけて、陸域から発生する汚濁負荷量の減少とともに、水質も一定の間、改善が見られております。

ただ一方で、有機汚濁の指標であるCOD、化学的酸素要求量ですけど、水質の環境基準の達成率はまだ低いという状況や、生物多様性、生物生産性の確保といった豊かな海を目指した取り組みも求められている、そういった中で、今年1月に、策定されました国の基本方針があるのですがこの中では、現在の水質から悪化させないことを目途として、従来の各種施策を継続して進めていくという考え方が示されたところです。今回は、それを基にして、計画案を作成しております。

本日はこの総量削減計画のほかに、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正に伴って、内容の見直しが必要となっております、瀬戸内海の水質の保全に関する香川県計画、これにつきましてもご説明をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様方には、専門的なお立場から忌憚のないご意見を賜りますとともに、ご審議のほど、よろしくご意見申し上げまして簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

細谷副課長

それでは、会議に移りたいと思います。

ただいま、委員のご出席状況は、8名中6名でございます。従いまして、香川県環境審議会条例第7条第2項で定められた定足数を満たしており、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。本日配付しております資料は、次第にありますとおり、資料1から資料7となっております。資料は揃っておりますでしょうか。

それでは、ここからの会議の進行は、審議会条例第7条第1項及び第5項の規定に基づき、末永部会長にお願いしたいと存じます。

末永部会長どうぞよろしくをお願いいたします。

末永部会長

それでは私の方で会議を進めさせていただきます。

まず、審議に入ります前に、審議会運営規定第4条第2項に規定されております、会議録に署名いただく委員を私の方から指名させていただきます。本日は常川委員さんと吉田委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは審議に移りたいと思います。

本日は、次第にありますとおり、知事から諮問を受けております議案が1件ございます。化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の香川県案及び総量規制基準案についてご審議いただきます。事務局の方から説明をお願いします。

山下課長補佐

(資料2から4に基づき「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画香川県(案)及び総量規制基準」について説明)

末永部会長

ただいまの事務局からの報告につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

常川委員

資料2-3の8ページ9ページについていくつか質問します。一つ目は、今回から、生物共存型護岸等の採用という表現がされていますが、どのような構造物を想定されていますか。二つ目は、同ページ(3)環境負荷の少ない持続的な養殖等の取組みの推進というところになります。国の計画と照らし合わせて確認したところ、「漁場改善計画に基づく適正養殖可能数量を遵守し、」と書かれているのですが、香川県の計画では、数だけの表記となっています。その違いは何かを確認させてください。三つ目に、9ページ(6)教育啓発等の4段落目です。「なお、教育啓発等の事業の実施にあたっては、行政機関、環境関連団体、漁業者」という表現で香川県のほうには入っていますが、国の計画では環境関連団体というのが、NPOという表現に変わっています。ここはもし国と合わせるのであれば、NPOという表現にしてもよいのではないのでしょうか。以上、3点です。よろしくをお願いいたします。

山下課長補佐

今回追加しております生物共存型護岸等の環境配慮型構造物の採用ですが、こちらにつきましては、「検討するよう努めるとともに」としてありますが、国の在り方答申の検討のなかで、このようなことを配慮した上で採用するというのが通常となってきたという話があり、そのような考え方を配慮したうえで国の基本方針が策定され、盛り込まれています。

本県の計画を策定する上で、質疑等を含め、関係部局と話し合いを行い、計画を作りあげましたが、生物共存型護岸というのが、これはまだ土木部局の方でも何に該当するか定義づけされていないため、施工する場所に適応するのであれば入れていけるよう配慮していきたいという土木からの回答でしたので、そのような書きぶりとなっています。配慮しないということではなく、できる範囲で、合うものがあれば入れていくということで検討するよう努めてまいります。当然、適応するものや将来的に普通にやっていけるようになったものがあれば入れていきますが、コスト面などどうしても難しい場合もありますので、このような書きぶりとなっております。

(3)については水産部局と話をしております。国の在り方答申、基本方針にありますので、そのとおりの文言で盛り込むことをベースに検討しましたが、水産部局のほうで実際に実施していける内容で表現してほしいとのことでしたので、このような書きぶりとなっております。

環境関連団体については、ご提案いただきましたNPOの表現については確認させていただきまして、沿った形で修正したいと思っておりますので、ありがとうございます。

常川委員

では、この例えば、可能な範囲でという表現がなかなか難しいと思いますが、例えば何か護岸に設置するようになった場合、その構造物が導入可能であるかどうかは一度検討するというところで、仕組みの中に盛り込まれると考えていいですか。

山下補佐

おっしゃる通りです。

常川委員

2点目ですが、「数量」と表現されていたのですが、「数」だけ残したということで、「量」は消したということで県の中で調整されたということでしょうか。

山下補佐

そのとおりです。

常川委員

3点目については、了解です。ありがとうございました。

永島委員

先ほどの水産の話ですが、漁場改善計画に基づく適正養殖可能数を遵守し、という部分ですが、今、国の政策の中に資源管理ができるかという中で、養殖のほうはどうするかということで、やはり水質に重点を置いているわけじゃないですが、現状の養殖数量をオーバーしないような形でやっというのがあるって、基準年の範囲内で、魚種別にその数値を置き換えて、それを漁

場ごとに遵守していこうという一つの策がこれに表現されているのではないのでしょうか。

汚濁負荷量の削減目標について、基本的に変わるものではないと理解しましたが、例えば、CODが総量として、産業排水が9から1目標数量が増える場合、その対象となる施設は300程度ほどあるとの説明でしたが、総量が1トン増えることとなった場合に、そういう施設に対しては、施設の上限があると思いますが、何か大変なことがあるのでしょうか、それともそれほど影響が無いのでしょうか。

山下補佐

9から10へ増加となっておりますが、既存の事業場における排出実態があり、それに濃度を掛け合わせたうえでの実績と、当然、5年後が目標となりますので、事業拡大というものが入っております。新規事業参画などがありますが、そちらのほうがプラスの要因としては効いております。現状では、既に総量規制がかかっていますので、一律にかかっている水濁法の排水基準よりも厳しい範囲で排水抑制されている実態です。数値的には大きく見えてしまっていますが、どちらかと言えば、将来の事業の拡大が数値としては効いてきています。

「その他」について補足説明させていただきますと、生活排水とか産業排水の言葉でわかると思いますが、農地とか、畜産とか、漁業とかの土地の利用において、魚だったら餌をやる、畜産の方でも餌をやる、そういうものに対しての環境の負荷というものを、これだけの面積があるのに対して負荷量がいくらかというものをかけ合わせた上で、出しているのが、その他の総量削減目標ということになっています。説明ができておりませんでしたので、補足させていただきました。この考え方についてですが、削減目標量の出し方は、全国一律でルールが決まっております。既存の事業所であれば、その実績ベースで、その他についてはその実際の面積に対して、決まった原単位、というものを掛けた上で、それぞれも合算して算出することになっておりますので、産業排水などは事業展開の多い府県については増えてくるようになります。生活排水については浄化槽などの設置が進むこと、転換も進んでいきますので、現状維持か或いは下がっていくという傾向が見えているところがあります。

永島委員

結構、難しいんですね。例えばその、その他で、面積とかで、何かこう、漁業だったら、例えば餌の質を変えとかいろんな方法もあると思いますが、農業とかだと、施肥の肥料の量に対して何らかの指導があるとか、そういう話になるイメージでよろしいでしょうか。

山下課長補佐

はい。おっしゃる通りで、使用量についても、できるだけ不要なものは使わない。適正な量だけを使いなさいという指導も当然しておりますし、農薬自体の成分についても、環境への配慮したものであること、それを適正に使っていくこと、というようなかたちで取り組んでいくことで、削減に向けて対応

していくことになっております。

永島委員

わかりました。

末永部会長

他ございませんか。よろしいですか。

それでは、「環境関連団体等」の表記の仕方についてご確認いただいたということも含めて、その他の文言修正等はなかったというふうを考えております。

以上のことにつきまして、今、委員の皆様から出た意見を、意見に基づいて一部修正等、必要なところは修正していただいて、この審議内容に関して、本部会の決議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、そのようにしたいともいます。

なお、審議会運営規程第六条第2項では、部会の審議結果を会長に報告することになっております。第7条第1項で、部会の決議は、会長の同意を経て、審議会の決議とすることができるというふうになっておりますので、これは、会長の同意を経た上で、本決議を審議会としての決議とさせていただきますと思います。

その他、報告事項はございませんでしょうか。

本木課長補佐

瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画についてご説明させていただきます。

(資料5「瀬戸内海の環境保全に関する香川県計画」について説明)

末永部会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは全体を通じまして、何かご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それではご意見等ないようですので、これをもちまして、本日の環境審議会生活環境部会の審議を終了させていただきます。委員の皆様、ご協力誠にありがとうございました。

細谷副課長

末永部会長様をはじめ、委員の皆様方には大変貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。



今後とも、なお一層のご支援、ご指導をお願いいたします。  
これもちまして、環境審議会生活環境部会を終了いたします。  
本日はありがとうございました。